

近所のごみ屋敷に 住民が迷惑している場合には？

相談者の気持ち

近所の戸建て住宅から悪臭が発生していて、とても困っています。高齢者が一人で暮らしているようですが、いわゆる「ごみ屋敷」の状態です。どこに相談したらよいでしょうか。



まずは自治体に相談するべきですが、自治体の対応にも限界があります。ごみ屋敷は、相談内容にあるような悪臭被害のほかにも、病害虫の大量発生、火災発生など、近隣に深刻な被害を及ぼすことがあり、近年大きな社会問題の一つとなっています。相談者のような一住民が個人でごみ屋敷問題に対応することは難しいため、自治体に対応してもらいたいと考えることは自然な流れです。しかし、自治体であれば容易に対応できるというわけではなく、自治体もごみ屋敷問題への対応に苦慮しているのが現実です。

ごみ屋敷問題への対応が難しい理由はいくつかあります。中でも最も重要なのは、「ごみ」と「財産」が、基本的に所有者の価値判断によって区別されるということです。所有者にとって財産なのであれば、他人がごみであると判断し、勝手に処分等をするのは原則として許されません。とはいえ、ごみ屋敷状態にあることで他人に迷惑がかかり、上記のような被害が生じている場合には、例外的に、所有者の意思を無視してでも処分等をする必要があります。ここで問題となるのが、ごみ屋敷問題に対応するための根拠法令の有無です(地方自治法14条2項によれば「普通地方公共団体は、義務を課し、又

は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」とされています)。現状では、ごみ屋敷問題に対応するための法律が存在しないため、自治体が勝手にごみの処分等をする場合には、条例を制定しなければなりません。条例を制定していない自治体では、口頭でごみの処分等をお願いするなどの対応しかできないのです。

ここ数年、条例を制定する自治体も少しずつ増えてきています。条例の内容は自治体によってさまざまですが、例えば、東京都足立区は「足立区生活環境の保全に関する条例」を制定して近隣住民等からの相談・苦情を受け付けており、現場確認・調査、ごみ屋敷の所有者等に対する指導・勧告、ごみ屋敷状態の解消措置命令、当該命令に従わない場合の氏名等の公表や代執行(自治体のごみの処分等を行い、後日所有者から費用を徴収すること)というしくみを整えています。また、ごみの処分等の費用を一部負担するなどの金銭的支援制度も用意されています。

ごみ屋敷問題は、住人の高齢化による身体機能や認知機能の低下が原因となっているケースもあり、根本的な解決を図るための支援制度(医療・介護、生活困窮を担当する部署との連携等)の整備が課題となっています。